

# 天心寮の事業計画（令和6年度）

## （入所児童処遇の基本理念）

### 1. 児童養護の目標・基本理念（人間像）

健康・知能・情緒・社会生活いずれにおいても豊かで、調和的に発達し、自立した社会人として、自主性と協調性を備えた人間性豊かな人に育てる。

### 2. 養護の基本方針

- (1) 児童の人格を尊重し、未知の可能性を確信しつつ、個性の伸長と能力の開発を図る。
- (2) 愛と規律を根幹とし、社会の健全な一員となるため、自ら努力する児童の育成に努める。
- (3) 将来「自立と自己表現」を成し遂げるため、子ども時代に「生きる力」を身に付ける。

### 3. 児童処遇

#### (1) 生活指導

健康の維持・促進のため、食事・睡眠・排泄・清潔・着脱衣等の基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、社会生活のために必要な態度・マナー・常識等の社会的技術を習得する。発達段階に応じた食育の推進に努める。

#### (2) 学習指導

学力は、単に知識のみならず、技能態度も含めて幅広く身に付けさせ、特に学力不振児に対しては、どんなところでつまづいているか具体的に知り、やる気を起こさせ、動機付けを工夫し、適切な学習支援を行う。

中学生、特に受験生については、学習塾を活用し、高校進学へ向けての学習援助を行う。

#### (3) 余暇指導

児童の自発性を育て、独立心を獲得することを目的に、児童が自由に使える時間を設け、各種スポーツ用具、ゲーム、音楽、絵画等自発的活動に応じるように、設備、教材、遊具などの整備に努める。

#### (4) 心理治療的配慮

児童は、その多くが家庭でのトラブル、不適切な対応や虐待による圧力等から、強い不満・葛藤・劣等感・不安を経験しているため、児童の立場になって、動作上・言語上の表現を受入れ、共感するとともに、児童の情緒的安定を図り、意欲を持つように導く。

児童の特性を理解し、特性に応じた専門的な対応が行えるようにする。

#### ✓ (5) 退寮後の児童のアフターケア

施設を退寮した後、地域や関係機関等からの支援が得にくい児童については、その生活状況の把握に努め、円滑な社会生活の維持向上のための支援に取り組む。

#### ✓ (6) 分園型小規模グループケアの取組

今年度から一部の児童は小規模単位での生活を始めたことになった。当施設にとってはじめての取組であり、本園からのサポートを受けながら児童や職員が新しい生活単位で家庭的な雰囲気の中で円滑に生活できるよう各般の対応や配慮を検討して進める。

#### (7) 児童が健全に成長できるよう、職員一人ひとりの対応力を育成するとともに、チームワークの形成により総合力を高める。

## （健康管理・安全管理）

### 1. 健康管理

児童の健康管理のため、年2回（7、1月）健康診断を実施し、健診結果に基づいて異常の早期発見・早期治療に努める。また、毎月身体測定を行い児童の成長を確認する。小学校・中学校・高等学校で実施する歯科・耳鼻科・眼科の検診結果にも早急に対応し、日常生活・学校生活で不便の無いよう対応していく。さらに、精神面での健康にも気を配り、児童一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、悩み、要望等に適切に応えるよう配慮する。更に、必要な予防接種や検査を適時に行う。

## 2. 安全管理

児童の安全に関する取組を計画的に実施する取組が新たに努力義務化（令和6年度から義務化）されたことに伴い、年間の各時期に実施すべき取組を整理して実施する。また、年間の防災訓練計画の効果的な実施に努めるほか、万が一の事故・不審者・防犯などに対応するため、児童相談所・警察署・消防署等の関係機関と連携を密にする体制整備を検討する。業務継続計画の策定により、必要な研修、訓練を定期的に実施する体制整備を行う。併せて感染症や食中毒の予防、まん延防止訓練を企画実施する。

### （職員待遇技術の向上）

#### 1. 各種研修会への参加

社会状況の変化やニーズに応えることのできる専門知識・技術の習得の機会を全職員が得られるよう努める。高機能化や多機能化が求められる中、専門性の涵養に努める。オンライン研修など、参加しやすい研修機会を提供する。

外部研修に参加した職員からの研修報告の機会の確保や施設内研修機会の確保に努める。

#### 2. 「児童の権利」に関する意識向上に向けた取組

職員による、入所児童への不適切な対応や虐待が起こらないよう、人権擁護のチェックリストによる自己チェックを行う。児童が権利の主体であることへの理解を深め、施設としての対応力を強化する。児童の意見箱など、児童の意見を継続して把握する。

#### 3. 児童の特性や行動理解と処遇検討のための取組

児童のその時々の状況を把握し、また情報共有を密にした処遇改善を図るため、ケース事例検討の機会を確保する。幼稚園や小中学校、高校等の教育関係機関や児相との情報交換を密にし、児童の養育に生かしていく。

### （施設整備等）

#### 1. 本体施設の老朽化が進んでおり、施設や設備の部分的な修繕が必要になっており対応する。

#### 2. 児童居室の環境整備を進める。

#### 3. その他備品等も含め設備の更新等を検討し、その整備を計画的に進める。

### （第2種社会福祉事業 子育て短期支援事業の実施）

#### 1. 児童養護施設の運営に支障がない限り、市町からの委託によりショートステイを受け入れ、適切な待遇を行う。平成30年度瀬戸内市に続き、令和6年度からは玉野市と契約する。

### （社会福祉法人の公益的事業の実施）

#### 1. 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を行うことが責務となっており、平成30年5月に設立された「赤磐市社会福祉法人連絡会」の構成員として取組を進める。

#### 2. 赤磐市障害者自立支援協議会（事務局は赤磐市）に施設として参加しており、障害者福祉の分野で公益的な取組を進める。

#### 3. 保育実習生や、社会福祉士、臨床心理士の養成に関与し、実習施設として協力する。

#### 4. 地域の安全安心につながる施設としての取組を模索する。

### （第三者評価）

令和5年度は、3年に一度の外部評価を受け、今年度は施設の自主的評価を実施する。また、外部評価で指摘された事項の改善に取り組む。

### （資金計画）

通常経費は、措置費でまかなうことを基本とし、施設整備等で多額の経費が見込まれるときは、積立金を取り崩して対応することを理事会に諮り、適切な経理を行う。

### （その他）

年間行事、職員研修、職員名簿は別紙を参照。

## 児童養護施設等における安全計画の策定（根拠、方向性の通知）

児童養護施設等は、改正省令の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、令和5年4月より当該児童福祉施設等を利用する児童の安全を確保するための取組を実施する計画を策定しなければならない。

\$新設備基準第6条の3

安全計画は、児童の安全の確保を図るため、児童養護施設等の設備の安全点検の実施に関する事項、職員や児童に対し、施設等内での養育時はもちろん、施設外での活動、取組等においても、安全を確保するために行う指導に関する事項、安全確保にかかる取組等を確実に行うための職員への研修や訓練に関する事項などを計画的に行うためのものであることが求められる。

\$新設備基準第6条の3 第1項

策定した安全計画について、施設長や法人の理事長など児童養護施設等の運営を管理すべき立場にある者は、実際に児童を養育する職員に周知するとともに、当該職員に対し研修や訓練を定期的に実施しなければならない。

\$新設備基準第6条の3 第1項及び第2項

施設長等は、PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

\$新設備基準第6条の3 第4項



各年度において、当該年度が始まる前に、①設備の安全点検や、施設外活動等を含む施設等での活動、取組等における職員や児童等に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組について、年間の各時期に実施すべき取組を整理し、年間スケジュールを定めること。

① 設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）は定期的に文書として記録。  
散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含む。

② マニュアルの策定、共有

- ・子どもの動きを常に把握するための役割分担を構築すること
- ・リスクが高い場面（食事、入浴、施設外活動等）での職員が気を付けるべき点、役割分担を明確にする
- ・季節行事等
- ・緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）を想定した役割分担の整理と掲示、地域や関係機関との協力体制の構築などを行う
- ・マニュアル等により可視化して全職員に共有する。

③ 入所児童等への安全指導等

- ・児童等の発達や能力に応じた方法で、自身が安全や危険を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させよう努めること。
- ・地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設ける。

④ 実践的な訓練や研修の実施

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定
- ・救急対応（心肺蘇生、気道内異物除去、AED、エピペンの使用等）の実技講習を定期的に受け、施設内でも訓練を行うこと。
- ・不審者の侵入を想定した119番の通報訓練を行うこと
- ・施設の全職員が研修受講できるようにすること

## (案) 天心寮における2024年度安全計画

2024/2/28

	交通上・外出時等の安全確保に関する指導	緊急時の安全確保のための指導	その他(職員研修等)	行事等
予め定めておくべき事項	<p>地域や関係機関との連携や協力体制の構築 →小・中学校との情報共有 →町内交番、赤磐警察署との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への連絡方法の確認 →連絡先名簿</li> <li>児童脱走・行方不明時の対応 →所在の把握・情報共有</li> <li>各種アレルギーへの対応 →検査の励行、食物アレルギーの事前の把握</li> <li>不審者対応の具体化 →赤磐署への相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室等含む施設設備の安全点検</li> <li>火災・災害発生時等救急対応時の確認(役割分担)</li> <li>児童立入禁止場所等の特定</li> <li>不審者侵入時の対応確認(通報先、児童誘導等)</li> <li>ヒヤリハットの取組確認</li> </ul>	遠足など施設外活動を行う場合の役割分担 →実施企画の中で職員の役割分担を定め、出発前に児童への周知と理解を促進
4~6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の見守り</li> <li>通学路横の樹木管理</li> <li>春の「交通安全県民運動」の理解促進・参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教育</li> <li>緊急連絡先の確認</li> <li>災害発生時の決まり事を確認・指導</li> <li>避難訓練/毎月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備等安全点検/毎月</li> <li>職員の安全対策に関する研修等(ヒヤリハット含む)</li> <li>不審者情報の共有</li> <li>衛生管理の徹底</li> <li>防犯対策の準備</li> </ul>	避難・消火訓練を毎月実施  通学時の安全事項確認(自転車・左右確認等)
7~9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>外出・外泊行事での安全行動の学習・確認</li> <li>秋の「交通安全県民運動」の理解促進・参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応の確認・研修</li> <li>学校プールの監視</li> <li>毒蛇や蜂等への対応確認</li> <li>交通安全活動の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症防止等のための注意事項確認</li> </ul>	夏の一泊旅行 夏休みレク  総合防災訓練の実施
10~12月	小学生石相小での交通教室振返り	正しい手洗い習慣の獲得	事故発生・ヒヤリハット事例の分析・整理	
1~3月	小・中学生自転車の正しい乗り方練習	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノロ等食中毒への理解促進</li> <li>感染症予防研修</li> <li>感染拡大時の関係機関等への連絡等</li> <li>自転車教室</li> </ul>	安全計画の点検	正月・春休みレク